

静岡市障がい者共生のまちづくり計画令和6～12年度（素案）に関する意見と、意見に対する市の考え方

意見のあった箇所	番号	ページ	件数
第1章 計画策定に係る基本的事項	1	1	1件
第3章 計画の目指す方向性	2～11	1～4	10件
第4章 分野別の施策について	12～96	4～33	85件
→ 活動指標	12～14	4～6	3件
→ 大分野1 権利擁護・理解促進	15～24	6～7	10件
→ 大分野2 地域生活支援	25～45	7～14	21件
→ 大分野3 医療・保健	46～47	14～15	2件
→ 大分野4 生活環境	48～57	15～19	10件
→ 大分野5 安全・安心	58～66	19～21	9件
→ 大分野6 子ども	67～78	21～27	12件
→ 大分野7 雇用・就労	79～86	27～31	8件
→ 大分野8 文化活動・市民生活	87～96	31～33	10件
その他	97～108	33～39	12件

番号	項目	意見	意見の反映	市の考え方
1	第1章 3	2の「国の動向」から、3の「計画の位置づけ」への説明に移るにあたって、この表だけではわかりにくいように感じます。「国の動向」と同じように、静岡市のこれまでの福祉施策の総括、および対策を検討する会議体の一覧(添付のようなもの)を掲載していただくのはいかがでしょうか。今まで静岡市として何に取り組み、どういう成果を上げ、残された課題に対してどういった会議で検討が続けられているのかを示していただきたいです。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。計画冊子への反映ではなく、ホームページへの掲載等による対応を検討させていただきます。
2	第3章	「計画の目指す方向性」とは「静岡市の目指す方向性」でしょうか。「国の動向」を受けての、静岡市の目指す方向性、ということをこの章で伝えたいのであれば、それがわかるような表題に変更していただきたいです。	A:計画案に反映します。	御意見を踏まえ、章の表題を変更いたします。
3	第3章 3	基本的視点ではなく基本目標がよいと思います。PI5に基本目標とありますので、どちらかに統一をお願いいたします。	A:計画案に反映します。	「基本目標」の記載は修正漏れであったため、「基本的視点」で統一いたします。
4	第3章 6	目標値の設定について、%(割合)表記は分母の違いが出ることで比較結果が変わってくるのではないかと。対象人数何人(目安)に対して何人や%という実績や、より多くの方からの意見を用いた目標とその成果が示せるといいと思います。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	今後実施していく評価を踏まえながら、より適切な指標・目標値の設定についても検討してまいります。
5	第3章 6 (2)	(成果目標2)本人の状況にあった受け皿の確保が	B:計画案には反映しませ	地域生活支援拠点等コーディネーターや、地域移行

		必要	んが、今後の取組の参考とします。	支援部会の活動を通じ、本人の状況に応じて生活の場所を選べるよう、受け皿の確保・充実に取り組んでいきます。
6	第3章 6 (2)	(成果目標3) 今回新しく強度行動障害の支援に力を入れてくださることに感謝します。強度行動障害を有する障害者とは受給者証の「行動関連項目」の点数で該当者がわかると思うのですが、その点数について周知されていないと感じます。日常生活で大変な思いをしながらも「強度行動障害」に子どもが該当していることを知らない親も多いと思います。新しく設定される目標ですので、とくに丁寧に該当する家族、支援者のニーズを調査して、よりそった支援体制を整えていただきたいと思います。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	今後の取組の参考とさせていただきます。
7	第3章 6 (3)	素案 21 ページ 2地域生活支援:主任相談支援専門員の数について、人数を増やしたいという目標値だと思うが、27 ページの回答者意見に「いつでも何でも相談できる場所や人」とあることから、どの地域に何人の相談員を要するのかまで設定できるといいと思います。また、業務内容から主任相談支援専門員より相談支援専門員の増を指標にした方が良くはないかと思えます。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	前提として、当該指標は、大分野2の小分野で施策の柱としている「(1) 相談支援体制の充実」、「(5) 人材の確保と資質の向上」、「(6) 将来の生活を考えるための支援」の3つに対応する項目として、新規で設けました。主任相談支援専門員が担う役割として、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など中核的な存在を想定しています。よって、主任相談支援専門員の人数は、市全体の設定としました。 本市では、障がいのある方が安心して地域生活を送るため、静岡市自立支援協議会相談支援部会において相談支援専門員のサービスの質の向上を図っ

				てまいります。その結果、地域の相談支援体制の中核となり得る人材育成ができるため、主任相談支援専門員の人数を設定しました。
8	第3章 6 (3)	素案 28 ページに医療的ケア児等コーディネーターによる支援体制の構築という内容が記載されているが、21 ページの3医療・保険の指標に「成果目標2」を参考となっている。18 ページの成果目標2は精神障がいに関する目標であるため、「成果目標5」も参考とした方が良いのではないかと思います。	A:計画案に反映します。	御意見を踏まえ、成果目標5も含めて大分野の評価を行うこととしました。
9	第3章 6 (3)	素案 21 ページ 5安全・安心:個別避難計画の作成について、目標値が「作成対象者分の計画作成」となっているが、実際何人の方が対象になるのか、また、誰が作成に携わるのかなどが 30 ページに記載されていると、見る方がわかりやすいと思います。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	作成対象者及び作成方法について検討中であることから、計画策定時点では案のとおり記載とさせていただきます。
10	第3章 6 (3)	看護師の配置は、なんとかして頂いて助かっていますが、看護師の働ける就業時間が決まっており、それから溢れる時間は結局保護者付き添いになる。5 校時ではすでに足りず、学年が上がるにつれ 6 校時になると丸々1 時間以上は保護者付き添いになる。それでは、配置対応率 100%とは言えないのではないのでしょうか？	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。看護師の一日の就業時間や配置方法について、引き続き検討させていただきます。
11	第3章 6 (3)	小中学校の看護師配置は、年度当初の受入れ児数に対して、同数の看護師を配置すれば 100%達成になる指標だが、看護師の休暇、退職などに対応するこ	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、看護師の配置方法について、引き続き検討させていただきます。

		<p>とができず、100%になっても安心できないので指標の設定としては不適切だと思う。看護師がお休みだから、対象児も休みしろとなる懸念があるため。また、途中から医療的ケアが必要になる場合や転入児にはすぐに応えられない。先進の県や市では、例えば対象児に対して1.5倍の看護師を配置する基準としている、短時間の派遣で複数の児童に対応できる態勢にしているなど、利用児や保護者が安心できる仕組みと基準を作っている。さらに、本市は9時から5時までなどの常勤の採用のみなどと一律の採用条件になっているようで、多様になっている看護師の働くニーズに対応していない、報酬単価が他市と比べまだ大分安いので募集をしても集まらないなどの課題が指摘されているが、改善されていない。静岡市の採用の都合が優先されており、利用児のことはあまり考慮されていない。</p> <p>結果、表面的に100%達成しているから、上手く行っているという誤解を生んでいる。短時間の採用、派遣の活用などを柔軟に行うことであまりコストをかけず、安心できる体制になるための、指標と方法の見直しをお願いしたい。</p>		す。
12	第4章 活動指標	「サービス利用者数及びサービス量の見込み」について、前年度予想ではなく、根拠ある調査をしていたきたい	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見ありがとうございます。 障がい福祉施策の推進のため、サービス量等の見込み方についても、今後の課題とさせていただきます。

		<p>問題点</p> <p>①前年度の利用者増減数を翌年度の予想として記載いただいているが、重度障害者等包括支援のように、市内に無い事業については永遠に利用者見込みはゼロのままになってしまう。</p> <p>②区ごとの障がい児者数を記載しなければ、サービスの偏りが発生し利用したい人が利用できない現状に繋がる。</p> <p>③放課後等デイサービスの記載は、一般型と重心型で別けて記載しなければ充足度が不明。</p> <p>④根拠がない数値を基に、施設整備補助金を支給することで税金が不必要に使用される。</p>		
13	第4章 活動指標	<p>・重度訪問介護の数値見込みについて</p> <p>利用者数と時間数との関連性が、令和3年度から令和5年度までの計画の裏付けが見えない。令和3年度から令和5年度までの実態の数値を公表していただきたい。それを元に目標数値に対してコメントしたい(コロナ禍で状況が見えにくい事もあると思います)。予算があるのは理解できますが、理解した上で話し合う場が必要だったのではないのでしょうか。</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>当該サービスの令和3年度の利用者数は68人、令和4年度の利用者数は64人です。これらの数値は毎年度の計画の評価のため、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会における資料の中に記載しており、当該資料は市ホームページにおいて公表しています。</p> <p>なお、利用者数及び時間数は、想定される量の見込みであり、目標値として設定しているものではありません。</p> <p>サービス量等の見込み方については、今後の課題とさせていただきます。</p>

14	第4章 活動指標	・重度障害者等包括支援 全て数値が0なのは計画とは思えない。この計画全体の数値目標を静岡市の障害福祉として、私たちは捉えています。静岡市としては障害を持っている方への計画がどのように捉えているか、お考えの回答をいただきたい。できれば2~3回折り返す場を設けて下さい。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	計画に掲載している内容を基本としつつ、その内容に限るのではなく、実情に合わせて、随時必要な施策を実施していくものと考えております。 なお、利用者数等は、想定される量の見込みであり、目標値として設定しているものではありません。
15	第4章 大分野I	・差別解消法を知っている人の割合 数値目標が40%になっていますが、どのような取り組みを実施するのか教えてください。例えば研修を年何回やる等、実践目標値を記載して下さい。また、数値目標の根拠も教えてください。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	民間事業者等に向けて、出前講座やイベント等での啓発活動を実施し周知を図ってまいります。 数値目標については、H28 法施行から7年経過したR4 現在で概ね20%であるため、今後の7年間で倍増を目指していきたいと考えております。
16	第4章 大分野I	(障害者差別解消法に係る)相談事例の件数を掲載し、令和12年度の相談件数の数値目標を掲載してほしいです。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障害者差別解消法に係る相談については、件数ではなく、解決に向けた取組を目標設定したいと考えております。
17	第4章 大分野I	事業所でも地域交流イベントを開いたりしていますが、地域の人たちが障害のある人を知り、関わる機会を増やすにあたり、事業所と自治会が協力して地域のイベントを積極的に提供していく機会を設ける必要性を感じます。市として推奨していく他、地域と障害事業所の間に入れる働きかけをして頂きたいです。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	地域生活支援拠点等コーディネーターの活動を通じて、自治会等の地域の方々や障害福祉サービス事業所へ、交流の機会を持ち相互理解を進めていくよう呼びかけていきます。
18	第4章 大分野I	東豊田中学校で18年間朝の読み語りを地域の仲間と一緒にしています。学区を中心に地域のご老人や障害を持った方々ともっと縦につながる情報	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいのある人と障がいのない人のつながりを創出することで地域における共生を進めていくことができるよう、今後の施策の参考とさせていただきます。

		共有やイベント企画を希望します。		
19	第4章 大分野I	地域における居場所づくり(たまり場)	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいのある人と障がいのない人のつながりを創出することで地域における共生を進めていくことができるよう、今後の施策の参考とさせていただきます。
20	第4章 大分野I	小・中・学校から共に学ぶ時間を多く持ち相互理解を含める。共に学ぶことがスムーズでないことは、ある程度覚悟し、サポート教員等も導入しながら行っていく。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。特別支援学校や特別支援学級、通常学級の児童生徒の交流及び共同学習を、計画的に進めてまいります。
21	第4章 大分野I	インクルーシブ教育の必要	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいの有無にかかわらず、子ども達の学びやすい環境づくりを推進してまいります。
22	第4章 大分野I	学校の福祉教育での“障害”学習機会(高齢・身体・視覚だけでなく、知的も!)	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいのある子ども、障がいのない子どもが共に学び交流する「交流及び共同学習」の実施などを通し、相互の理解を進めてまいります。
23	第4章 大分野I	警察への障害理解の啓発	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	理解促進に係る事業の実施先のひとつとして、検討させていただきます。
24	第4章 大分野I	両分野ともに、達成するには、支援者の増員が必須。その為には、支援者の養成、給与面での助成が必要。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	人材確保のための方策等について、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。
25	第4章 大分野2	静岡市が抱えている障害者の諸課題について、自立支援協議会とその専門部会、委託相談機関や地域生活拠点事業に解決に向けた検討をゆだねているが、仕組みの機能が不十分なことと、人材への報酬が低位に抑えられているので、実効性が低い。自立	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	相談内容の複雑化や相談件数の増加に対応し得る体制を確保するべく、他都市の調査を含め、本市の適正人員の検討に取り組んでまいります。



	<p>支援協議会については別にコメントするが、委託相談の充実について意見を述べる。</p> <p>委託相談の委託費は、この10年ほとんど増額せずに来ているが、8050 問題や核家族化、重層的な相談支援体制の整備などにより困難事例や重層的な事例が増加しており、限られた人員では、業務量と業務の質への対応が難しい。</p> <p>大きな社会福祉法人では人事異動により相談の経験を積むと他の部署に異動し、新人が担当するので引継ぎや育成が上手くいけばいいが、他の事業がない法人は、昇給などはできなくても業務の質は複雑化、専門化しており、相談員に対し業務の質に見合った評価と報酬ができない。複数の法人では、相談員の退職、委託相談からの撤退なども検討されていると聞く。</p> <p>このままでは、相談機関に相談しても、「らちが明かない」という市民からの苦情が多発する危惧があり、喫緊の課題である。また、結果として課題の解決を地域生活拠点にゆだねているが、委託金計8百万程度ではとてもやりきれない業務だろう。前回の計画でも委託相談等の事業について見直す計画があったが、結局未着手になっている。</p> <p>今回、委託相談の事業について消費税が課されることになり、11カ所余りの事業所でそれぞれ最大10%</p>		
--	--	--	--

		の委託料の増加負担が生じる財政的な事情は承知しているが、前述の相談事業所の危機的な状況を鑑みれば、委託費の増額をしていただければ実質的に増えず、市民の行政への苦情はさらに増えることが予想される。		
26	第4章 大分野2	精神障がい者のピアサポーターの学びの場、活躍の場、収入がほしい。(静岡市でピアサポーターに対して何に取り組んでいるのか)	C: 計画案に盛り込み済みです。	御意見のとおり、ピアサポーターの活躍は大切であると考え、次期計画にも「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム整備」の中にピアサポーターについて明記しました。現在、静岡市では協議の場にピアサポーター(当事者)に参画いただき、体制整備の構築に取り組んでいます。また、新たな活躍の場の一つとして、令和6年度開始の入院者訪問支援事業において訪問支援員を予定しています。
27	第4章 大分野2	医療のある人の短期入所は、静岡市民だけでなく、近隣圏域(志太榛原、富士富士宮)の利用者と競合しており、静岡市の施設の増床を進めても、半分程度の効果しかない。特に、人工呼吸器の利用児は、平日休日問わず、月に1回も取れず2か月に1回であり、ベッドの取り合いになっているのが悲しい現状。これらの課題は既に、医療的ケア児等支援協議会で議論されているが、施策に反映されていないのはおかしい。 短期入所は介護家族の休養には必要な支援であり、介護家族が疲弊すると在宅生活は続けられず、入所	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	医療型の短期入所については、令和4年度第4回静岡市医療的ケア児等支援協議会において、市内の受入れ施設から聞き取りした施設の利用状況を確認し、「緊急時の短期入所サービスの利用に係る支援」の検討を行いました。 令和5年度は、相談支援事業所へのアンケート実施により、緊急時の短期入所利用に関する相談時の課題を把握するとともに、受入れ施設や関係機関への共有を図りました。 現時点においては、令和5年度までの把握状況に加え、さらなる現状把握と課題整理が必要な段階であ

		<p>の強いニーズになる。各区の人口が20万人を超えている現状を考えると、本来は各区に1カ所ずつ医療的ケアの短期入所ができる施設が必要だと思われる。駿河区ではやっと1施設で短期入所が再開されたが、実際は葵区の2カ所が主で、清水区には施設がない。今後、つまり清水区でも医療的ケアのある人を受け入れる施設を作ること、つまり3区それぞれで受入れ施設を作るように施策を推進することが望まれる。さらに、総合病院などでの緊急時の短期入所の受入れなども政策的に展開していただきたい。数年前、当事者団体や支援者が望んだために、総合病院が市に短期入所に申請に行ったら、歓迎されなかったという話を聞いた。このようなチグハグな対応は、静岡市の重要で困難な課題と考えていることが担当課を越えた関係部局の共通の認識になっていないことであり、施策の推進ができていないことは大きな問題だと思う。</p>		<p>ると認識しています。</p> <p>いただいた御意見を参考に、今後も現状把握と課題整理に努め、受入れ施設や関係部署との現状及び課題等の情報共有を図りながら、短期入所の利用を希望する医療的ケア児や重症心身障がい児者が、すべての資源を活用できるよう今後の取組みを検討してまいります。</p>
28	第4章 大分野2	短期入所のベット数の増床(十分に確保されていないので)	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	実情の把握をしつつ、施設整備補助金の活用等を含めてニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めてまいります。
29	第4章 大分野2	緊急時(家族介護者の事故・急病など)に対応できるように空床保証をする	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	市内サービス事業所へのアンケート調査等による緊急時の対応の現状把握と課題整理を行ったうえで、いただいた御意見をふまえながら今後の取組を検討してまいります。

30	第4章 大分野2	送迎に必要な人員と車の手配	D:その他	通所サービスの送迎は必須ではありませんが、事業者によっては送迎を行っている場合もあり、当該事業者には送迎加算が給付されますので、送迎サービスの意向を持つ事業者の相談に対応していきます。 人材確保のための方策等については、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。
31	第4章 大分野2	・重度訪問介護:活動指標達成のための計画実施期間中の取り組みについて ヘルパー不足の解消は全国でも課題となっていますが、今回の取り組みが重要だと捉えています。結果と評価を教えてください。また、今回の計画では何故載せていないのか。載せないのであれば理由も教えてください。	C:計画案に盛り込み済みです。	人材確保のための方策等については、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。 なお、パブリックコメント案は計画の方向性等について意見を伺うものであり、個別事業の掲載はしていませんでしたが、次期計画においても各種事業について掲載してまいります。
32	第4章 大分野2	・重度訪問介護 入院時介助保証の周知、就労中や就学中の重度訪問介護利用の理解もお願いします。国の方は認めていますので、あとは地方自治体が理解して下されば可能です。	A:計画案に反映します。	重度訪問介護の入院時の利用として、コミュニケーション支援が可能となっています。利用者をはじめ市ホームページや集団指導などを通じてサービス事業所等にも引き続き周知をしていきます。 就学中の支援については重度障害者大学等修学支援費支給事業により対応している他、就労中についても、重度障がい者等就労支援特別事業により支援を実施してまいります。
33	第4章 大分野2	重症心身障がい者や医療的ケアのある方の親亡き後に利用できる施設の普及 パブリックコメント	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	重症心身障がい者や医療的ケアが必要な方を含めた地域の障がい者全体の親亡き後に利用できる施設の検討については、令和6年度にグループホーム

		『グループホームは「8050」や「親亡き後」等の課題でもニーズが高まっており、障がいのある方が地域生活を送るための重要な施設であると考えます。今後医療的ケア児等支援協議会及び地域生活支援拠点において、地域の支援体制について検討するとともに社会福祉施設整備補助金の活用等により重度の障がいや医療的ケアがある方でも利用できるグループホームの充実を図っていきます。』と回答いただいているが、医療的ケア児等支援協議会で本件が話合われた形跡がないが、いつ検討されたのか示していただきたい。未検討の場合はいつまでに検討するか示していただきたい。		連絡会を活用した施設へのアンケート実施により、対応状況の確認や課題を把握する予定です。 アンケートの結果を通して地域の課題を吸い上げながら包括的な支援体制について検討してまいります。
34	第4章 大分野2	障がい福祉分野での人員の定着について、感情労働による職員の心の疲弊に加え、全体的に給与の問題（職員の生活維持・向上）があり、事業所や法人の働きかけだけでは難しいところがある為、業務改善・給与の安定を行政にもっと関わって頂きたいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	人材確保のための方策等について、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。
35	第4章 大分野2	人材の確保と資質の向上という点において、人材の確保・維持については以前よりも他職の人材不足等もある中で難しくなっていると思う。他職にはない魅力や、他職と比べても劣らない給与体系などが必要になると考えている。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	人材確保のための方策等について、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。
36	第4章 大分野2	福祉分野における離職理由の中には給与の関係で他職に移ったという人の話を多く聞いたことがある。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考と	人材確保のための方策等について、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。

		定着を図るためには、その人の家庭を維持できるだけの給与が必要と考えられる。	します。	
37	第4章 大分野2	両分野ともに、達成するには、支援者の増員が必須。その為には、支援者の養成、給与面での助成が必要。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	人材確保のための方策等について、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。
38	第4章 大分野2	「人材の養成・確保や定着等に引き続き取り組んでまいります」とありますが、これまでどのような取り組みがなされ、今後どのような取り組みをしていくのでしょうか？ またその軸となる会議体やプロジェクトチームはありますか？ 具体的な計画を示していただきたいと思います。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	各種研修等の人材養成に係る取組は実施していますが、人材の確保に係る特効薬的な取組は現時点ではないのが実情です。関係者の意見等も伺いながら、検討を進めてまいります。
39	第4章 大分野2	8050 問題に対する『重層的支援体制整備事業』、65 歳以上に対する“適切な支援”→より具体的に提示してほしい	C:計画案に盛り込み済みです。	具体的な事業のひとつとして、重層的支援体制整備事業を掲載します。 また、65 歳以上に対する適切な支援という表現については、主として介護保険優先原則に係る内容を意図したものです。
40	第4章 大分野2	ヘルパーの確保 ※無料でのヘルパー講習提供は評価されるが、より多くの人に周知してヘルパーを確保できるようにして欲しい	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	人材確保のための方策等について、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。
41	第4章 大分野2	一人暮らしのサポート体制(サテライトを含む)／一人暮らしの体験の場／ヘルパーの時間数への配慮／福祉有償車両を増やす	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	いただいた御意見を参考に地域生活支援拠点等コーディネーターや、地域移行支援部会の活動を通じ、一人暮らしを行う方への支援体制についての検討を行っていきます。
42	第4章	いつでもなんでもサポート体制	B:計画案には反映しませ	障がいのある方が地域で安心して生活するための支

	大分野2		んが、今後の取組の参考とします。	援体制について、引き続き検討してまいります。
43	第4章 大分野2	親亡き後について、通所、GH、相談支援で賄っているような状況になっているが、実際“親が子にやっていること”は計り知れない。どう本人を支えるか。福祉の世界だから“やって当たり前”では、職員に負担ばかりかかり、離職に繋がってしまう。隙間のない支援体制の形成も必要だし、障害者基礎年金も福祉職員給与も検討が必要。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	8050 問題・親亡き後問題について、御意見の内容も踏まえた対応を検討してまいります。
44	第4章 大分野2	イベントに参加したくても移動やヘルパーの確保が大変。ヘルパーや福祉有償運送の車両やドライバーを増やしてほしい。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	イベント参加に係る移動は、福祉有償運送の対象外となりますが、ヘルパー等の人材確保のための方策等について、継続的な課題のひとつとして検討を続けてまいります。
45	第4章 大分野2	強度行動障害のある方への対応の研修も継続を希望	C:計画案に盛り込み済みです。	強度行動障がい支援者フォローアップ研修について、地域の支援力向上のため、今後も引き続き実施していきます。
46	第4章 大分野3	就労継続支援 B 型事業所への歯科検診は継続を希望	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	本市では障がいがある方が住み慣れた地域でかかりつけ歯科医を持ち安全安心な歯科医療を受けることができる環境を目指し、様々な事業に取り組んでおります。その中で就労継続支援 B 型事業所等、障害福祉サービス事業所における歯科健診はかかりつけ歯科医を持つことに繋がる重要な機会だと認識しておりますので、今後も継続して実施することで環境整備に努めてまいります。

47	第4章 大分野3	初めて精神科にかかる方が受診しやすくしてほしい (初診は数か月待たなければ受診できないと言われる現状が適切な地域医療か)	D:その他	御意見ありがとうございます。精神科の地域医療についての課題として参考にさせていただきます。まちづくり計画においては精神障害者が地域で安心して生活を送るために、精神科救急医療体制整備事業を取り組んでいます。緊急の受診について、24 時間対応の精神科救急情報情報ダイヤルを引き続き周知して参ります。
48	第4章 大分野4	「障がいのある人にとって自分らしい生活が実現できる環境を備えた住居の場」とありますが、その内容は具体的にどういうものを示していただきたいです。重度身体障害の方が一人暮らしをされているように、知的障がいの方が希望する場合、一人暮らしができるサポート体制(金銭管理、家事などの自立生活の練習を提供するなど)が必要です。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御質問の記載については、グループホーム・賃貸等の様々な形態のうち本人が希望するものを実現するための取組等について示しているものです。その居住の場に応じた生活の支援については、大分野2の事業等で対応をしております。
49	第4章 大分野4	同じ事業所で介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」をさらに広げるには、市が「介護」「障害者福祉」は別といった縦割りの意識をなくし、地域共生社会を实践する取り組みの一つとして推進していただきたいです。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	これまでは地域生活支援拠点等コーディネーターの取組として、共生型サービスの利用促進に取り組んでまいりました。今後も、いただいた御意見を参考に、「介護」と「障がい者福祉」が一体となって共生型サービスの推進をしていけるような取組を検討してまいります。
50	第4章 大分野4	医療的ケア児の支援ある程度進んできたが、大人になっても医療的ケアが必要な障がいのある大人への支援は見落とされている。入所施設(療養介護)の入所定員は増えないので、共同生活援助(日中サービ	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	地域生活支援拠点において、令和4年度からグループホーム連絡会を立ち上げ、施設同士の情報交換を通して個々の支援力向上を図っています。いただいた御意見を参考に、令和6年度に市内の医



		<p>ス支援型を含み)で医療的ケアが充実している事業所があれば、候補となる。実際、在宅の医療的ケアが必要な大人(重症心身障害者を含む)は、ケアの量が多いうえ、医療的ケアは万能な保護者がやっている。保護者の高齢化により、介護力に限界が来ると、第三者の介護になるが看護師等でなければ医療的ケアは法律違反になる。本来は療養介護施設への入所になるべきだが、施設は定員以上の待機者がおり、緊急時や措置以外は使えない。他方、グループホームでは看護師を雇うほどの収入(報酬)は見込めず、事業所は赤字を覚悟で看護師を雇うか、看護師にボランティア的な支援を期待するしかない。</p> <p>今後、制度的に医療的ケアの報酬が適切に評価されれば改善されるだろうが、まだその動きは現実的でない。在宅の家族の負担は増える一方で入所者以上に重度になるにもかかわらず、家族の介護力が低下しても対応策がなければ、一種の虐待(ネグレクト)になる懸念がある。虐待や介護不能になれば緊急的な措置入所等も増え、行政の対応となる。現在の共同生活援助は次善の策だが、事業所任せでは実現しないので、医療的ケアの支援策については公的な支援をお願いしたい。</p>		<p>療的ケア児等が対応できるグループホームの把握や課題の吸い上げを行いながら、今後の取組みについて検討してまいります。</p>
51	第4章 大分野4	<p>移動支援を清水区内で利用したいが、事業者がいない。事業者に問い合わせたところ葵区、駿河区の事</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考と</p>	<p>移動支援の事業者は、葵区に27事業所、駿河区に17事業所、清水区に16事業所(令和6年1月1日現</p>

		業者に頼るように言われた。今後どうすればよいか？ 福祉サービス全般、居住区内で完結できるようにしてほしい。	します。	在)が存在します。 市内の事業所については、そのサービス提供可能量の中で、利用者が居住する区を問わず、利用契約を結ぶことが可能です。 事業所の一覧を、市HPに掲載、または各区役所障害者支援課で配布していますので、利用の参考にしてください。 居住区内での完結といった点について、サービス量等の見込み方と合わせて、今後の課題とさせていただきます。
52	第4章 大分野4	・地域生活支援事業 移動支援の数値も記載して下さい。移動支援の柔軟な給付もお願いします。(通学や通勤時の使用等)	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	移動支援を含む個別事業については、計画に掲載します。 利用方法をわかりやすくまとめた「しおり」を作成、市ホームページへの掲載等による利用者への情報提供のほか、昨今のガイドヘルパー不足の中、教育機関等や雇用主の役割を踏まえながら、教育機関や雇用主の相談にも丁寧に対応していきます。
53	第4章 大分野4	・“ユニバーサルデザインやバリアフリーを推進”の具体的提示と実施 車いす→段差の少ない道/駅のエレベーター設置・無人駅でも利用できる体制 視覚→音/立体物等	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	様々な障がい特性に応じた内容を列挙すると内容が膨大となることから、計画においては抽象的な表現にとどめさせていただきます。
54	第4章 大分野4	公共交通機関への障害特性啓発	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考と	理解促進に係る事業の実施先のひとつとして、検討させていただきます。

			します。	
55	第4章 大分野4	障がいのある方が利用する福祉サービスを利用しやすくするという点において、障がいを持った方（歩行困難等）に対して、福祉施設のエレベーター設置などのバリアフリー化が進んでいない場所がある。支援をお願いしたい。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障害福祉サービス事業所の基準（最低限備える必要がある人員や機能、設備、サービス内容等）上、エレベーター設置等による完全バリアフリー化は必須ではありませんが、利用者の特性に応じた設備を確保する必要はありますので、集団指導などの機会を通じて御意見について案内させていただきます。 その他の福祉施設等においても、施設の利用に係る合理的配慮の一環として、支援が受けられる環境づくりに努めます。
56	第4章 大分野4	小中学校のバリアフリー化が義務化されましたので、教育委員会と連携して、学校のバリアフリー化の数値を記載して下さい。現在のバリアフリー化の数値と、目標数値をお願いします。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	令和3年4月、バリアフリー法の改正が施行され、床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の校舎の新築等をする場合は、基準に適合させる必要があるため、確実にバリアフリー化を実施します。 既存校舎につきましても、バリアフリー化を推進するため、現在順次スロープやバリアフリースイールの設置を進めております。 整備目標数値はありませんが、現在の小中学校校舎のバリアフリー化の状況については、次のとおりです。 (R4.9月時点全市内小中学校 127校中) バリアフリースイールの設置 92校 校舎外部スロープの設置 64校 校舎内部スロープの設置 57校 エレベーターの設置 9校

57	第4章 大分野4	J R 静岡駅南口、北口から南口へ行く車道と歩道段差やガタを無くして欲しい 車イスの人は 1 人で登れないしガタガタ道で車イスのタイヤが挟まったりするから災害時も危ないし、日頃も通行するのに不便です。アスファルトの道にして欲しい。北口側は結構きれいなので南口もきちんと整備して欲しい。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	道路の損傷箇所を発見、確認した場合には、所管課にて補修対応をさせていただきます。 具体的な場所・要望内容について、別途情報提供いただくよう、御協力をお願いいたします。
58	第4章 大分野5	個別避難計画の作成対象者をリスクの高い人を優先するとの事ですが、それは障がいや重度の人が対象ということですか？ 希望者は作成してもらえますか？ 住んでいる地域とか考慮されますか？	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	作成対象者については、検討中です。地域の災害想定等を考慮したいと考えております。
59	第4章 大分野5	「地域」とは?と考えたとき、隣近所、自治会をまず思い浮かべます。これら2つの目標・課題をより現実するために、要支援者名簿にのっている方に 12 月の地域防災訓練のチラシを民生委員の方に配布していただいたらどうでしょう。もしかしたらP8「地域で生活するために必要だと思う」こととして「いつでも何でも相談できる場所や人」になっていただけるかもしれません。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	避難行動要支援者名簿に掲載されている方が日ごろから積極的に自治会等の防災活動に参加できるよう啓発を行ってまいります。
60	第4章 大分野5	私の地域だけかも…。民生委員児童委員と自治会のつながりが無く、地域の情報の共有がされていない。民生委員児童委員の個人情報保護法を盾に障害者情報等を共有されていなく、個別避難計画作成に支障をきたしている。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	現在、個人情報の取扱いに関する研修を広く実施するよう民生委員児童委員協議会と協議をしております。 民生委員の活動における個人情報保護の遵守事項を明確化することで、より柔軟な情報提供ができるよう進めていきます。

61	第4章 大分野5	“避難行動養親者名簿”の活用の仕方の再確認・周知	C:計画案に盛り込み済みです。	避難行動要支援者避難支援制度について、活用の仕方を含めた制度説明を行ってまいります。
62	第4章 大分野5	災害時の避難場所の確保	C:計画案に盛り込み済みです。	引き続き福祉避難所による要配慮者の避難生活支援を推進してまいります。
63	第4章 大分野5	自宅避難の場合の情報・食料提供の配慮	C:計画案に盛り込み済みです。	引き続き避難行動要支援者名簿が活用されるよう制度説明を行ってまいります。 また、福祉避難所の開設にあたっては、避難対象者の心身の状態やお住いの地域などの状況に合わせた調整を行います。
64	第4章 大分野5	緊急時にスムーズに対応できるような体制作りをお願いします ・要援護者リストを活用し、自主防、民生委員との連携を行なう ・相談支援や福祉避難所への手配、誘導を行なう ・避難所で障害特性を理解し、相談や支援が行なわれるようにコーディネーターの育成や配置	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	避難所及び福祉避難所での訓練等を実施し、災害時のスムーズな避難に向けた体制づくりに努めてまいります。
65	第4章 大分野5	災害時、福祉避難所は数日後に立ちあがることから、一般の人と同じ空間では迷惑をかけるため、体育館に入るのをためらうご家族も多いです。避難所には行けないと思っている家族のためのスペース(教室など別の場所)を確保している自治会があるが、そのことを知らない人もいます。必要に応じて誰もが安心して避難所に行けるといいうことを市として今以上周知してほしいです。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	地域防災訓練の実施、防災出前講座の開催及び地域への制度説明を実施し、周知に努めてまいります。

66	第4章 大分野5	避難という、非日常は、障害のない人を上回る困難さが有ると思います。通っている作業所、事業所等の耐震への補助・助成や、簡易トイレのような設備も、利用する人が本当に使いやすいかの見直しや、静岡発で新しいものが開発ができれば良いと思います。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	今後の取組の参考とさせていただきます。
67	第4章 大分野6	「大分野6子ども」に医療的ケア児に関する項目がなく、他の障がい児に関する言及がない。 医療的ケア児に重点がおかれていることがわかるが、聴覚障がい児やその他の障がい児に対する支援について、記載がなく、重視されていない感じがする。聴覚障がい児やその他の障がい児の支援について、市独自の指標を設定してほしい。例えば、聴覚障がい児に対する通訳派遣の増加や社会参加のための相談窓口の設置などを検討してほしい。	C:計画案に盛り込み済みです。	パブリックコメント案においては、計画の方向性について御意見をいただくため大分野毎の見出しのみを掲載していましたが、様々な障がい児を対象にした事業にも取り組んでいます。聴覚障がい児への通訳派遣や相談窓口についても、年齢制限はないため今までも受け付け、実施しています。聴覚障がい児の利用について、一層の周知に努めてまいります。
68	第4章 大分野6	医療ケア児が利用できる放デイを増やして欲しい(現状少なすぎる、あっても利用しにくい)	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	今後の取組みの参考とさせていただきます。
69	第4章 大分野6	市立小中学校における医療的ケア児受入のための看護師配置の対応率 100%とあることについて。人工呼吸器を使用していた我が子の在籍時に人工呼吸器管理に対応しようとする動きはあったものの、実際は看護師2人対応でなければ保護者の付き添いを解除できない状況でしたが、2人配置は不可との回答で保護者付き添いの終わりが見えない状況でし	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。教育関係者に対する合理的配慮等の研修の実施や、共生社会の実現に向けた子ども達の学びやすい環境づくりを推進してまいります。

	<p>た。他の児童と比較し、看護師2人配置は不平等とのことでしたが、子どもが親から離れて学校で学べることは自立の観点からも重要であり、平等の考え方の視点が違う事を説明しても理解していただけませんでした。教育関連の方々にも障害者差別や合理的配慮について研修を受けていただき、共生への理解が広がることを願います。</p> <p>私は2人の障害児の母です。一人は昨年亡くなってしまいました。人工呼吸器を使用しながら松野小学校に通学することが出来ました。もう一人は重度の知的障害と自閉スペクトラム症があり、現在松野小学校の特別支援学級で学ばせていただいています。交流時間の拡大や賤機中学校への入学を希望していますが、こちらの思いが上手く伝わらない現状があります。高い理想で、現実は無理と言う空気が大人たちの中に強く漂っているように感じます。一方で子ども達には壁がなく、一緒にできなかつたりしたときなど「なんで?」と質問されます。大人のように先回りしてリスクを考えることが出来ないからですが、問題や失敗を起こさないようにばかり考え計画し、子ども達自身で学ぶ機会を失っているのではないかと思います。責任や評価に縛られ、先生方も疲弊しているのではないのでしょうか。教育は不登校の問題もあります。先生方だけでなく保護者も含め、どうしたらみんなが輝</p>		
--	---	--	--

		<p>けるのか、今考えるときだと思えます。</p> <p>私は学校付き添いで一緒に生部子ども達の関わり合いを見て、未来に希望が持てると感じました。子ども達の考える「みんな」の中に必ず我が子も入っています。みんなの心の中に当たり前存在できる、それが共生だと思います。子ども達の将来はいろいろだと思えますが、この子達の作る未来は優しい社会になるのではないかと考えています。</p> <p>正直、日々の暮らしの中で感じる課題は他にもありますが、共生のまちづくりにおいて教育の在り方はとても大事であると考え、今回は教育に絞って投稿させていただきました。吹田市立教育センターと東京大学バリアフリー教育開発研修センターで作った「インクルーシブな学校づくりハンドブック 2022」がとても参考になると思います。</p>		
70	第4章 大分野6	支援学校の数足りない	D:その他	静岡県教育委員会と情報共有を進めてまいります。
71	第4章 大分野6	“地域で安心して自分らしく”あるために、支援学校に集約しない、地域の学校で安心して学べる教員配置、支援体制を整えて欲しい。支援学校の選択しかないう子の通学の負担が大きい。遠い。バスに長時間。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。交流及び共同学習の充実も含めて、市立小中学校の特別支援教育を推進していきます。
72	第4章	2022年、国連の障害者権利委員会が日本政府に	B:計画案には反映しませ	御意見の内容について承知しました。本市では、文部



	<p>大分野6</p>	<p>対して「障害児を分離した特別支援教育」について中止を求める勧告を行った。日本において障害者権利条約が批准されて今年で 20 年となるが、日本の未来を創る子どもたちは、学校教育において未だ真の「共生」を知らずに育てられている。ここ静岡においても、特別支援学級・学校を増大させる政策がなされ、世界の潮流に逆行するような分離教育が加速している。分離教育のもと育てられた子どもたちが大人になって、障害者との共生を受け入れられるようになることは考えにくい。静岡はこの先も「共生」とはかけ離れた社会を維持し続けるのかと思うと絶望的な思いである。真の共生社会を実現するためには、障害に対する一般市民の理解水準をあげることが喫緊の課題である。理解水準が上がらない要因の一つとして、特別支援教育の在り方が考えられる。日本の多くの地域の公立学校で主流とされている「分離教育」は、健常児と障害児双方の知る権利を奪っている。健常児にとっては人間として一番柔軟に物事を受け入れることができる時期に、障害者の存在と障害の知識を知る機会を逃すことになる。そのように育てられた子どもたちが大人になり、障害者を社会の一員として受け入れることが難しくなってしまうことは当然のことである。このことの恐ろしさに気付き、市をあげて「分離教育」を見直す時期が来たのではないだろ</p>	<p>んが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>科学省の考え方と同様に、インクルーシブ教育の実現に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごす条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を両輪として取り組んでまいりました。今度も、交流及び共同学習や合理的配慮の充実等に努めてまいります。</p>
--	-------------	---	-------------------------	---

		うか。		
73	第4章 大分野6	<p>静岡市では県立中央特別支援学校に通う障害のある子どもが通学するためにスクールバスを利用しているが、スクールバス停は静岡市内の半分以上の地域をカバーしていない。特に、駿河区では石田街道以西（安倍川以西も含む）、SBS 通り以南にはスクールバス停がない。</p> <p>同地域に在住の障害のある子どもは、保護者がスクールバス停または学校（10km 以上の距離）まで自家用車で送迎を余儀なくさせている。</p> <p>最近では自家用車や免許を持たない保護者がおり、さらに外国籍のある児童・保護者も同様で困っている。</p> <p>解決のための方法として、県教委にバスの増便、バス停の増加などを要請する案があるが、静岡市として例えば放課後デイなどの事業所の送迎バスと契約して、バス停や学校までの登校を支援することを提案したい。本来は、重度の障害があっても地元の小中学校に通うようにすることが本当のインクルーシブ教育だろう。</p>	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。静岡県教育委員会と情報共有を進めてまいります。また、障がいの有無にかかわらず、子ども達の学びやすい環境づくりを推進してまいります。
74	第4章 大分野6	入りたい学校への入学／地域の学校への入学	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいの有無にかかわらず、子ども達の学びやすい環境づくりを推進してまいります。
75	第4章 大分野6	親への負担のないような重心・医ケア児への対応	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考と	今後の取組みの参考とさせていただきます。

			します。	
76	第4章 大分野6	学校が特別支援学校のみになっていますが、小中学校、高等学校も対象校になります。医療的ケア児支援法でも子ども達が共に学べるようにとありますし、障害者差別解消法の観点からも、教育側が体制が取れない＝合理的配慮の不提供を何年も言い続けるのは明らかな違反です。これは医療的ケア児に限られることではなく、全ての障害のある児童にも言えることです。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見の内容について承知しました。子ども達の学びやすい環境づくりのために、多様で柔軟な学びの場や合理的配慮を大切にしながら、特別支援教育を推進してまいります。
77	第4章 大分野6	障害のある親子が地域の学校や通常学級を希望しても、本人の学びのためにと支援学校や支援級を進められ、就学支援委員会では障害度で判定がされています。就学支援委員会で一方的に判定するのではなく、希望のところへ行くにはどのような支援が必要なのか合理的配慮の提供についても考えて通知に記入してほしいです。	D:その他	御意見の内容について承知しました。就学については、就学支援委員会の審議を受けて、保護者との合意形成を図りながら就学先を決定しています。今後も、合理的配慮の提供を含めて、保護者との合意形成を図りながら就学先を決定してまいります。
78	第4章 大分野6	大分野子どもの(3)学校教育における障がい児の支援 障がい児の支援は、学校以外における場でも必要であるため、「学校教育における」だけでは不十分である。学校以外の社会的活動場面での障がい児の支援についても説明してほしい。特に聴覚障がい児は、観光地(駿府城公園の葵舟など)や地域の団体・機関が主催することもキャンプ、自然活動、ものづくり体	C:計画案に盛り込み済みです。	意思疎通支援(通訳派遣)事業に年齢制限はなく、申請内容に応じて派遣対応率100%を目標にしています。こちらは一層の周知に努めてまいります。既存の制度をぜひ積極的に活用し、社会参加にお役立てください。

		<p>験、講座などにも参加するが、情報保障などの支援が不十分なので、本欄(P31)にも説明し、方向性を示してほしい。</p>		
79	第4章 大分野7	<p>障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定内の福祉施設から一般就労への移行等において目標値を国の指針を基準に定めているが、移行してからの定着が課題となっているため、専門のサポーターの充実や一般企業と就労支援事業所の連携がスムーズにとれるような取り組みを行って頂きたいです。</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>令和4年度より、就労移行支援事業所が選定した一般企業に企業説明をしていただく「就フェス」を実施しています。就労移行支援事業所と一般企業のつながりを強めることにより、スムーズな連携体制の構築を図っています。また、令和5年度から実施している「障がい者就労アセスメントモデル事業」において、就労継続支援A型・B型事業所の利用者を対象とした就労アセスメントを実施し、その結果をもとに一般就労した利用者に対して、定着支援の実施を予定しています。その他、一般就労後の定着支援については、今回いただいた御意見を参考にしながら、就労支援部会等で今後の取組について検討していきます。</p>
80	第4章 大分野7	<p>日々の支援、工賃生み出して手一杯なのが現状</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>令和6年度より、工賃向上に関してコンサルタントの派遣事業を実施予定です。工賃向上の一助となると思いますので、よろしければ御活用ください。今後はいただいた御意見を参考に、工賃向上等、A型・B型事業所の課題に対する取組について検討を行います。</p>
81	第4章 大分野7	<p>現給付システムにより、より楽な人を受け入れる傾向になって行かないか危惧する</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>事業所において適切なサービスが提供されるよう実地指導や集団指導を通じて、障害福祉サービス事業所の質の向上を図ります。</p>

82	第4章 大分野7	就Bと生活介護が一緒になった施設があればいいと思う。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	就労継続支援 B型と生活介護が一緒になった事業所は、市内に24事業所(令和6年1月1日現在)が存在します。 事業所の一覧を、市HPに掲載、または各区役所障害者支援課で配布していますので、利用の参考にしてください。
83	第4章 大分野7	・自立支援協議会の就労支援部会に近年就労継続支援 A型・B型も参加するようになったようだが、少数参加のため、A型・B型の課題の解決には至っていないように感じる。 (・どうして内職には最低賃金保障はないの?)	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	・各部会については、2年に1度部会員の改選を行います。次回の改選時には、いただいたご意見を踏まえ、A型・B型の課題解決にも取り組むことができるように部会員を検討していきます。 ・内職の最低賃金保障について、内職者(家内労働者)は労働基準法における労働者の定義に当てはまらないため、最低賃金が保証されておりません。家内労働法により最低工賃が定められている業種もございますが、家内労働法の詳細につきましては、静岡労働局へお問い合わせください。
84	第4章 大分野7	障害者雇用促進の為、行政も積極採用をお願いします。	C:計画案に盛り込み済みです。	御意見ありがとうございます。現在、本市では、障がいのある方を積極的に雇用するため、一般事務の募集について、6月から10月まで長期の募集期間を設け、随時採用試験を実施しています。今後も障がいのある方の積極的な採用を継続して実施してまいります。
85	第4章 大分野7	企業における、障害者に対する理解が不足以上にわざと雇用をしない企業もあるのが事実。ペナルティを	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考と	本市ではハローワークと共催で障害者就職相談会や公正な採用選考と障がい者雇用への理解を深める

		<p>払っても雇用をしない。残念ですが一部にあります。障がい者に対して上から目線の対応。あなた達を雇ってあげる、見え見えの企業。本当に難しいです。</p>	<p>します。</p>	<p>セミナーを開催するなど企業と障がい者の出会いの場の提供に努めるとともに、企業の障がい者雇用への理解を深めていきます。また、障がい者をはじめとした多様な人材が企業内で活躍するために必要なことを学ぶダイバーシティ経営推進講演会の開催や多様な人材の活用に積極的に取り組んでいる企業の表彰や冊子やホームページを通じて広く企業に周知しています。</p>
86	<p>第4章 大分野7</p>	<p>特別支援学校等を卒業しても（一般就労・福祉就労共に）つまづいてしまって離職・対処する人がかなり多いと思われます。①離職者・退所者を防ぐ取り組み ②離職者・退所者を再就労に向かわせる取り組み ③家庭の意識向上と連携 が必要と考えています。</p> <p>①について…就労後のアフターケアの充実。地域障害者職業センターが中心になったり、ジョブコーチを派遣したりするだけでなく、特にメンタル面の支援が重要になるため、臨床心理士や公認心理士などの資格を持ったカウンセラーが巡回して本人の悩みなどを聞き取って早期対応に心がけ、必要に応じて医療機関への橋渡しをするような対応も必要かと思えます。また、福祉就労の場合は利用者同士の障害特性の違いから人間関係に行き詰まり、それが原因で退所したケースも聞いているため（一例として、こだわり</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>①については、令和5年度から実施している「障がい者就労アセスメントモデル事業」において、就労継続支援A型・B型事業所の利用者を対象とした就労アセスメントを実施し、その結果をもとに一般就労した利用者に対して、定着支援の実施を予定しています。また、本事業では、一般就労後の定着支援だけでなく、現在利用している福祉就労先においても、就労アセスメント結果を活用し利用者の特性に応じた作業の組み立てを行うことにより福祉就労先での定着支援も実施しています。②については、就労移行支援事業所連絡会にて、障害者雇用を行っている一般企業による合同企業説明会である「就フェス」を行い、一般就労に興味をもっていただくきっかけ作りを行っています。現在実施している取組や③の取組等も含め、定着支援については、いただいた意見を参考に就労支援部会等で取組を検討していきます。</p>

		<p>のある特性の利用者とどうしても一緒にいられない)、障害特性の違いを仲立ちするような支援者がこれからは必要だと思います。</p> <p>②について…一般就労も福祉就労も、離職者は引きこもりになっているケースが目立ちます。精神科や引きこもり支援と連携する必要があると思われます。訪問介護(家事支援)や外出支援などを利用できる障害区分であれば、外とのつながりを積極的につくっていくきっかけとして利用する必要があるケースもあると思います。また、障害が比較的軽いと家庭での生活には大きな支障がないため、家族も在宅であることに問題を感じていないケースもあり、再就労には本人だけでなく家族を巻き込んだ取り組みが必要だと思われます。また、身体障害者の場合、長く自宅で過ごすようになると離職時よりも身体機能が低下することが多いため、再就労の条件が厳しくなります。その意味では医療と連携して機能低下を防ぐ必要があると思われます。</p> <p>③について…重症心身障害児者に比べると、ご家族が福祉支援・福祉資源とつながり続けることの重要性を理解していないことが多いですし、つながることを嫌うご家庭もあるようです。特に一般就労のケースですと、「就労できたので『障害者』も卒業」という意</p>		
--	--	--	--	--

		<p>識に近いご家庭もあって本人の支援を積極的にせず、全て本人に任せているケースもあります。細く長くでも福祉支援につながり続けるような働きかけが必要だと思います。</p> <p>②③についてはアウトリーチ的な働きが必要だと思いますので、市だけでなく関係諸機関の連携も必要かと思われます。</p>		
87	第4章 大分野8	静岡市にも精神障がい者のスポーツ推進の運営の計画を入れてほしい(静岡県の団体は聞いたことがあるが、静岡市はどこが運営しているのか)	C: 計画案に盛り込み済みです。	スポーツを通して、障がいのある方や、その家族等の親睦や交流を促進するためにスポーツ交流事業を実施しています。次期計画にも搭載しており、今後も引き続き行っていきます。
88	第4章 大分野8	障がい者対象のスポーツ教室をいろいろやってほしいです。夏の水泳教室、陸上、ウォーキング(ハイキング)、体操などヘルパーさんと気軽に参加できるとありがたいです。指導者も育成してほしいです。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	現在、スポーツ施設をはじめとする様々な市有施設で障がいのある方を対象としたスポーツ教室を開催しており、ヘルパーの方が同伴して参加することが可能です。しかし、現在の広報では「ヘルパー同伴可能」のような記載はしていない場合もあるため、今後の広報の参考にさせていただきます。また、障がいのある方を対象としたスポーツ教室の指導者育成について、現在は該当事業がないため、今後の取組の参考とさせていただきます。
89	第4章 大分野8	障害を持った方々がアート活動に興味を持ち自らも参加できる教室や体験会の企画を希望します。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	社会参加のひとつの方法として、文化芸術活動に触れるきっかけの創出についても検討してまいります。



90	第4章 大分野8	障害を持った方々のアート作品の展示会や即売会の実現を希望します。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	社会参加のひとつの方法として、文化芸術活動に関する事業の実施についても検討を進めてまいります。
91	第4章 大分野8	以前、藁科生涯学習センターで、障がい者向けのコンサートが開かれたが、応募多数のため参加できなかった人が多かった。周りに気兼ねなく参加できるコンサート(音楽活動)のことも盛り込んでほしい。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡市では、「第2期静岡市文化振興計画」において、「誰もが参加可能で継続的な体験機会の提供」を基本施策のひとつとし、誰もが文化に触れる公平な機会を創造し、誰ひとり取り残さないソーシャル・インクルージョンを達成することとし、その達成に向けて事業を進めております。現在も、特別支援学校等を対象としたアウトリーチコンサートを実施しておりますが、今後の文化振興事業を進めていく中で、誰もが気兼ねなく音楽を楽しむことができる環境づくりに努め、推進体制となる文化団体や事業者とも協力しながら参加機会の提供に取り組んでまいります。
92	第4章 大分野8	スポーツをする事で社会参加や暮らしの豊かさ、体力維持につながります。水泳教室(小学生)の開催に感謝しています。大人向けの水泳教室(泳ぎ方指導ではなく水中ウォーキング等を行う場)を開催していただきたいです。	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がい児を対象とした水泳教室は、(公財)静岡市スポーツ協会が事業を実施しており、静岡県障がい者水泳協会所属の指導員へ指導を依頼しています。成人対象の教室については、指導者の調整を含め、今後の実施可否を検討していきます。
93	第4章 大分野8	障害のある方も気軽の参加できる活動の企画	C:計画案に盛り込み済みです。	障がいのある方も気軽に参加していただける活動として、スポーツ教室や心のバリアフリーイベントを毎年開催しています。今後も継続して事業を実施していきます。
94	第4章	体育館等での“障害のある方”向け教室	C:計画案に盛り込み済み	市内の体育館や総合運動場などの市有スポーツ施

	大分野8		です。	設では、障がいのある方も参加できるスポーツ教室を毎年開催しています。今後も、継続して事業を実施していきます。
95	第4章 大分野8	図書館への LL ブックの配架、落ち着いて過ごせるための個別スペースの設置	D:その他	LL ブックは図書館で所蔵し、配架しています。今後も収集していく予定です。中央図書館や南部図書館、御幸町図書館など一部の図書館には「りんごの棚」というバリアフリー資料を集めたコーナーを設置し、LL ブックもりんごの棚に配架しています。 個別スペースの設置については、各館そのようなスペースがないため、現状では対応はできかねます。
96	第4章 大分野8	選挙への配慮。各投票所への障害のある方への対応の周知。	C:計画案に盛り込み済みです。	点字による候補者名簿等や点字器の配置、音声版選挙公報の配布、原則1階に投票所を開設するとともに、低床の記載台や段差解消のためのスロープを設置します。
97	その他	今回の共生のまちづくり計画(以下「計画」)の策定過程においても「障がい者の声は聞くが、内容は知らせない」形であり、声は聞き置いただけ。「計画」への反映の程度の説明がなく、質疑応答の場の設定がなく、「計画」そのものの具体的数値等についても明らかにせず、パブリックコメントの素案になっている。 制度の例を挙げれば、災害時要支援者支援の仕組みは、10年以上前に作ったというが、その実効性に疑義があっても検証せず、令和4年9月の台風の時にはほとんど機能しなかったという声があるのに無視	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	当事者、関係団体等から多種多様な御意見をいただいている中で、個別での対応状況に関する十分な説明を果たすことができておらず申し訳ございません。 障がい福祉施策の推進にあたっては、関係される皆様からの御意見が欠かせないものと考えているため、より丁寧な説明等に努めてまいります。

		<p>し、その認識がなかつた。行政に対して本件の改善の要望を出しても改善する姿勢さえない。</p> <p>「計画」に設定する施策や事業も、行政ができることしか載せておらず、やるべきだが実現が難しい施策に関しては、載せていない。例えば、前回の計画でも「避難所における障害のある人への配慮」の事業では「携帯トイレの設置」目標とし、設置し 100%完了のようだが、本来はやるべきことは他にあり、目標の設置が表面的。例えば「要支援者の受入・居場所づくり」が必要で、避難所の設置運営訓練に要支援者支援を具体化し、訓練することが必要で、ぜひ目標設定していただきたい。今回もこれ以外の具体的な事業の目標についても、全然示されておらず、障害者団体の声を反映する意向が窺えない。</p>		
98	その他	<p>一般市民（特に障がい者に普段関わりの無い方）が何のことかわからない方も多いのでは？ ひと目見て何を目的としているのか、何を狙っているのかわかる計画名にしてみても（偉そうに書いてはいますが具体例は無いです…）</p>	<p>C: 計画案に盛り込み済みです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。地域における「共生」を基本理念としている本計画において、現在の計画名称が、目指す姿を示すものとなっていると考えております。</p>
99	その他	<p>「市民アンケート調査結果」および「関係団体への調査結果」の抜粋を箇条書きで良いので、記載していただきたいです。そうでないと、PIO 表の市民アンケートの結果から、と関係団体の調査結果から、が唐突です。第5章のPDCAサイクルを回すためにも、この調</p>	<p>B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>アンケート調査等の項目が多く、箇条書きでも膨大になることから、計画内への掲載は控えさせていただきます。</p> <p>なお、アンケート調査の結果は市ホームページに掲載していることから、二次元コードにより、当該ページへ</p>

		査結果を示すことが重要と考えます。		の案内を追加する予定です。
100	その他	<p>専門用語・固有名詞等の用語説明の必要性</p> <p>「就フェス」という用語がわからないので、注を付けて補足してほしい。</p> <p>「就フェス」は、就活なのか、就職なのか、就労なのか、フェスティバルなのか、略語ならば何の略語で、また、それがどういうものなのか、誰が読んでも意味がわかるような書き方にしてほしい。前回の計画では巻末に項目ごと説明の頁があったが、本文中に「*」を付すなど巻末に関連する説明があることを示してほしい。</p>	A:計画案に反映します。	<p>注釈の掲載という形ではなく、事業内容の説明の中で、「就フェス」が何を示す内容なのかがわかりやすいように記載を変更します。</p> <p>他の用語についても、わかりやすい説明となるよう努めます。</p>
101	その他	<p>「4次総のパブリックコメントの回答が実行されていない」</p> <p>4次総パブリックコメントNo. 391について、『障がい福祉分野においては、地域包括ケアシステムにおける「日常生活圏域」のような圏域がないことから、現在の記載となっています。御指摘の点については次期障がい者共生のまちづくり計画の策定に向け、参考とさせていただきます。なお、ご意見をいただいた懇話会については、令和5年度には計画の内容についても広く御意見を伺う議題を考えておりますので、引き続きご協力の程よろしく願いいたします』と回答いただいているが、以下内容について説明いただきたい。</p> <p>①『地域包括ケアシステムにおける「日常生活圏域」</p>	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>①各種サービスの充足状況の把握等に当たって、区毎の集計を実施することについては、引き続き検討させていただきます。</p> <p>②令和4～5年度においては、ヒアリング会場の確保が困難であること等から、関係団体へのヒアリングではなく、書面調査という形とさせていただきました。関係団体の皆様の感じている課題等に対する思いを直接お伺いしていない点についてはお詫び申し上げます。</p> <p>パブリックコメントにおいて意見をお伺いしたのは計画の方向性であり、その内容を実現するための各事業について追記した計画案を障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会にお諮りしています。</p>

	<p>のような圏域がないことから、現在の記載となっております。』というはパブコメの意見の論点がすり替わっている。問題は現在の記載方法（調査方法）では市内の障がい児者数に対して障害福祉サービスが足りているか足りていないかの検証ができないため区ごとに障がい児者数と事業所数を集計する必要があるのではないか。</p> <p>②『ご意見をいただいた懇話会については、令和5年度には計画の内容についても広く御意見を伺う議題を考えております』とされているが、令和5年度は当事者団体へのヒアリングも行わず、まちづくり計画の計画案は示されず「素案」のみいきなりパブリックコメントを求める形となった。本来は懇話会やヒアリングを行った内容を基に施策推進協議会で決定したうえでパブリックコメントを求めるはずではないのか。懇話会での当事者意見や施策推進協議会の意見を聞かずに行政判断で計画が作られているとなると障害者基本法の第11条及び第36条を軽視していると感じる。コンプライアンスは問題ないのか確認したい。</p> <p>③各種別の障がい当事者団体をなぜ障がい者共生のまちづくり計画の策定会議（静岡市障害者施策推進協議会または自立支援協議会）に出席させないのか説明頂きたい。また、懇話会を障がい者共生のまちづくり計画の策定会議の下部組織として位置付けて</p>		<p>③障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会の委員選任にあたっては、各障がい種別について広く意見をお伺いすることができるよう努めております。委員の定数に限りがあることから、すべての団体に御参画いただくことができないことをお詫び申し上げます。</p> <p>そういった現状を踏まえ、計画策定に向けて広く意見を聴取するために開催しているのが懇話会であり、その位置づけは御質問の各会議からは独立したものとしております。</p>
--	--	--	--

		いるのであれば、懇話会であがった内容は施策推進協議会に示しているのか確認したい。		
102	その他	「障害者差別解消支援地域協議会の設置について」4次総のパブリックコメントでは『障害者差別解消支援地域協議会の正式設置について至っていない状況であるため、正式設置に向けて取り組んでいきます。』とされていたが、本計画の素案に盛り込まれていない。どの会議でいつまでに決定し、正式設置までの流れを示して頂きたい。	D:その他	令和4年度第2回障害者施策推進協議会において、障害者差別解消地域協議会の事務を障害者施策推進協議会が担うことについて諮りました。 令和5年度第4回の障害者施策推進協議会において障害者差別解消地域協議会を開催し、相談事案や差別解消に資する取組の共有を行いました。
103	その他	障害がある方も“障害がある”ゆえに“障害がない”人と同等の生活を送れない部分への”合理的配慮“の実施	D:その他	合理的配慮の提供が円滑に行われるよう、周知に努めてまいります。
104	その他	インクルーシブ教育により、皆が障害のある方を当たり前に受け止める社会の形成が必要	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいの有無にかかわらず、子ども達の学びやすい環境づくりを推進してまいります。
105	その他	計画の実施に当たり、具体的な進捗状況をホームページ等に上げ、示していく必要を感じる	D:その他	計画の進捗状況は、毎年度の評価のため、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会における資料の中に記載しており、当該資料は市ホームページにおいて公表しています。
106	その他	40年以上障害のある子の教育や支援に関わってきた。その間、法整備やインフラ整備は格段に進んだように感じられる。しかし、教職員をはじめ市民の意識は共生におかっているのだろうか。共生のまちづくりに欠くことのできないことは、インフラ整備に増して、	B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見ありがとうございます。お伝えいただいた視点も踏まえながら、障がい福祉施策の一層の推進に向けて取り組んでまいります。

		<p>共生の意義を理解し、それに向かおうとする人々を増やしていくことにある。そのことを考えると、幼児期・学齢期の子どもたちに障害の有無にかかわらず、多様な人々が共に学び生活していける環境を提供することが極めて重要である。しかしながら、今日の教育施策や子ども関連福祉施策を顧みると、共生を推進するどころか、分断を推進してしまいかねない、行政制度・施策が少なからず、みとめられる。たとえば、国連の勧告に反して年々増加する特別支援学校・特別支援学級への就学がある。このことは障害のある子どもの将来的な社会参加を阻むだけでなく、障害のない子どもたちの共生的体験を制限してしまっている。どのようにして分けるかではなく、どのようにすれば共生・共学できるのかということに注力していかなければならない。また、福祉行政においても分離型放課後等デイサービス事業支援ではなく、共生型放課後等デイサービス事業の創設や生涯を通して分離を固定化させてしまいかねない事業所助成の在り方を共生・社会参加の視点に立って見直していく必要があると思われる。</p>		
107	その他	<p>静岡市に、今大きな危機が訪れています。若年層の早期離職率が高まり、県外流出も歯止めが効きません。少子高齢化により地元の経済力が衰退していく中で、国連で同意したインクルージョンの精神は今だ</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>御意見ありがとうございます。お伝えいただいた視点も踏まえながら、障がい福祉施策の一層の推進に向けて取り組んでまいります。</p>

		<p>浸透しておりません。教育現場においては一層別学体制が拡大し、真逆にシフトしております。全国的に類を見ない特別支援学級の増設による税収の長期的な減少すら予想されます。文科省も旗を振り、必死でインクルーシブ教育に舵を切っておりますが、静岡市の部分最適化されたシステムのなかで一向に糸口が見えません。それが静岡の現状です。この大いなる課題に立ち向かうために、「静岡の未来を拓く会」が本年度設立されました。障害や年齢、職業等を超え、皆で対話的に学び合う、共生社会の創造を目的とした会です。共生社会の創設は、どこかの誰かが創り上げてくれるものではなく、私たち一人ひとりの市民が覚悟を持って立ち上がることでこそ成し遂げられるものだと思います。2/17(土)難波市長をゲストに市民フォーラムを計画しております。一人でも多くの市民にご参加いただき、静岡市を共生の街として胸を張れるための第一歩にとていきたいと考えております。是非お力をお貸しください。</p>		
108	その他	<p>マイナカードは障害のある方には取り扱いが難しいと感じる</p>	<p>B:計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>御意見として承ります。</p>